

業務指示書

キューバ国全国主要病院における医療サービス向上のための医療機材整備計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年7月8日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年7月13日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：無償資金協力医療機材型案件に係るBD/DD/OD/SV

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任/機材計画1）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：医療機材に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：キューバ及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 保健医療計画】

- 1) 類似業務の経験：保健概況に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：キューバ 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年7月17日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(CUP1 = 5.35 円 , US\$1 = 123.96 円 , EUR1 = 135.33

円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/機材計画1
保健医療計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.69 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年8月4日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表

キューバ国全国主要病院における医療サービス向上のための医療機材整備計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/機材計画1	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 保健医療計画	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 無償資金協力プロジェクトおよび技術協力プロジェクトの背景

キューバでは、心疾患や癌などの非感染性疾患（Non-communicable Diseases、以下「NCDs」と記す。）が死亡原因として感染性疾患を上回り、病院での4大死因のすべてがNCDsとなっている。非感染性疾患の中でも癌は、生涯癌罹患リスク23（%）、生涯癌死亡リスク13（%）、そして5年再発率984（人口10万対）であり、中南米全体の平均（それぞれ18, 10, 601）よりも高い水準にある（国際がん研究機関、2012年）。その理由として保健省は、人口高齢化の進展に加え、外貨不足による財政難から、全国的に医療機材の不足と老朽化が著しく、癌に対する医療サービスの提供に支障をきたしている状況を挙げている。同国の保健セクター計画である「国民の健康状態と医療サービスの向上」は、「癌診療における放射線画像診断と病理検査に係る全国統一システムの確立・拡充」や「全県における低侵襲外科手術の拡充」を優先課題として挙げており、迅速な画像・病理診断や侵襲性の低い治療機能の向上を含めた保健医療サービスの改善に取り組んでいる。

キューバは全国各地において452の第1次医療施設（市町村診療所）、152の第2次医療施設、15の第3次医療施設を構え、全国民に対して無償で保健・医療サービスを提供している。しかし、上述理由により癌に対する医療サービスの提供に支障を来している状況の改善を目指すために、キューバ政府は、癌の早期診断・治療を目的とした全国主要35箇所の公的医療機関の医療機材の整備、及び整備される医療機材の維持管理等にかかる組織体制の強化と人材育成を目的として、無償資金協力プロジェクト「全国主要病院における医療サービス向上のための医療機材整備計画」及び技術協力プロジェクト「医療機材保守管理能力強化プロジェクト」を、日本政府に要請したものである。

なお、技術協力プロジェクトの実施機関である国立医療機器センターは、中央（Centro Nacional de Electro Medicina / CNE 1施設）、県（Centro Provincial de Electro Medicina / CPE 各県（15）と1特別区の合計16施設）で構成されている。その機能として中央では、無償資金協力プロジェクトの対象にも含まれている公的医療施設の機材調達に必要な仕様・価格調査、機材受入・据付から廃棄に至るまでの管理、システム研究・開発などを行い、県レベルでは公的医療施設に設置されている医療機材の維持管理（予防・事後）を行っている。

2. 無償資金協力プロジェクトおよび技術協力プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの内容（要請内容）

① 無償資金協力プロジェクト「全国主要病院における医療サービス向上のための医療機材整備計画」

ア) プロジェクトの目標

全国の癌患者に適切な医療サービスのシステム（診療・治療）が強化される。

イ) 成果

全国の主要公的医療施設に於いて、癌に対する適切な医療サービス（診療・治療）の提供体制が整備される。

ウ) 要請内容

- a) 既存の一般エックス線撮影装置で撮影した画像のデジタル化のためのデジタルラジオグラフィ及びコンピューターラジオグラフィシステム一式(対象24施設:第2次医療施設19、第3次医療施設5)
- b) 病理検査関連機材一式(対象12施設:第1次医療施設2、第2次医療施設10)
- c) 低侵襲治療のための内視鏡外科手術システム一式(対象7施設:第2次医療施設7)

エ) 対象地域(サイト)

キューバの公的医療機関35施設:国立腫瘍学研究所、神経学・神経外科研究所、国立低侵襲外科センター、フランク・パイス病院、エルマノス・アメイヘイラス病院、カリスト・ガルシア病院、エンリケ・カブレラ国立病院、サルバドール・アジェンデ病院、マヌエル・ファハルド病院、ミゲル・エンリケス病院、ファン・マリア・マルケス小児病院、ウィリアム・ソレル小児病院、アベル・サンタマリア病院、アマルド・ミリアン・カストロ病院、ホセ・ミランダ県連携小児病院、グスタボ・アルデレキア・リマ総合病院、マヌエル・ドメネチ県外科病院、エドゥアルド・アグラモンテ小児病院、エルネスト・ゲバラ・デ・ラ・セマ病院、ルシア・イニゲス・ランディニ病院、ブラディーミル・イリイチ・レーニン病院、オクタヴィオ・デラ・コンセプション・イ・デラ・ペドラハ県小児病院、サトゥルニノ・ロラ県病院、ファン・ブルノ・サヤス病院、スール・ラ・コロナ小児病院、アグスティノー・ネット病院、セリア・サンチェス・マンドウレイ病院、カルロス・マヌエル・デ・セスペデス病院、シロ・レドンド病院、ルイス・ディアス・ソト軍病院、カルロス・フィンレイ総合病院、ホアキン・アルバラン病院、アメリカ・アリアス母子病院、コロ市連邦病院、カルデナス市連邦病院

オ) 受益者

キューバ西部地域(ハバナ県、ピナル・デル・リオ県、アルテミサ県)・東部地域(ラス・トゥーナス県、オルギン県、グランマ県、サンチアゴ・デ・クーバ県、グアンタナモ県)・中央(ビジャ・クララ県、シエン・フェゴス県、カマグエイ県)の計11県、人口約915万人。

カ) 関係官庁・機関

- a) 監督機関:キューバ保健省・国際援助関係局
- b) 実施機関:キューバ保健省・医療サービス福祉局、国立医療機器センター

② 技術協力プロジェクト「医療機材保守管理能力強化プロジェクト」

ア) 上位目標

キューバ国内の全ての医療機関にある医療機器の稼働率が向上する。

イ) プロジェクト目標

国内の医療機器センター(48施設)の保守管理体制が強化され、当該施設に従事する技術者の保守、修理技術能力、及びマネジメント能力が向上する。

ウ) 成果

- a) キューバの医療機材の信頼性、安全性が向上する。
- b) 医療機器センターの全ての修理工場が整備され、マネジメント能力が向上することから、作業効率が現状より大幅に改善される。
- c) 既存の全ての医療機材情報が、どこの維持管理センターにおいても検索、閲覧が可能となる。

d) 機材修理のための部品調達プロセスが短縮され、機材の部品待ち時間が短縮される。

エ) 対象地域 (サイト)

国立医療機器センター、県立医療機器センター (対象16施設: ハバナ県2、ピナル・デル・リオ県、アルテミサ県、マタンサス県、シエンフエゴス県、マヤベケ県、ビジャ・クララ県、サンクティ・エスピリトゥス県、シエゴ・デ・アビラ県、カマグエイ県、ラス・トゥナス県、オルギン県、グランマ県、サンティアゴ・デ・クーバ県、イスラ・デ・ラ・フベントゥー (青年の島) 特別区)、キューバ全土の保健医療施設。

オ) 受益者

国立医療機器センター職員3, 200名

カ) 関係官庁・機関

c) 責任機関: キューバ保健省・国際援助関係局

d) 実施機関: 国立医療機器センター

(2) その他

① 我が国の援助活動: 草の根・人間の安全保障無償資金協力

- ・サンチアゴ・デ・クーバ県グアママ市医療改善計画 (2013年度)
- ・カマグエイ県アナ・ベタンクル・デ・モラ産婦人科病院改修計画 (2012年度)
- ・サンクティ・スピリトゥス県ファミリードクター診療所修復計画 (2006年度)
- ・パルマ・ソリアノ区救急体制改善計画 (2004年度)
- ・セーロ小児科病院改善計画 (2003年度)

② 他ドナー等の援助活動

多国間援助機関 (世界保健機関、国連児童基金、国連人口基金) による、HIV や結核の感染症対策、そしてカナダ、ポルトガル、ロシア国籍の NGO により医療機材 (新品・中古) の供与や、社会的弱者への自立支援などが行われている。なお2012年10月に発生したハリケーン・サンディによる災害復興支援として、イギリス、カナダによる二国間援助として、サンティアゴ・デ・キューバ県小児病院の修復と医療機材供与が行われた。

3. 業務の目的

無償資金協力プロジェクトの要請については、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討の上、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

また技術協力プロジェクトの要請については、無償資金協力プロジェクトで支援する医療機材の維持管理等にかかる組織体制の強化と人材育成を目的とする技術協力を一体的に形成することが不可欠である。そのため、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分把握の上、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、監督職員より情報提供

を行う JICA 事業評価における評価基準・手続きを踏まえて必要なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、協力計画策定のために必要な調査を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、キューバ政府から要請のあった無償資金協力プロジェクト「全国主要病院における医療サービス向上のための医療機材整備計画」と技術協力プロジェクト「医療機材保守管理能力強化プロジェクト」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり原則、現地調査において、当機構がキューバ側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本調査の基本方針

本調査は、癌の早期診断・治療を目的とした公的医療機関 35 施設の医療機材の整備を目的とする無償資金協力プロジェクト及び同協力で整備される医療機材の維持管理能力の向上を目的とした技術協力プロジェクトの要請を、キューバ政府より受けて実施するものである。よって本調査では、両要請の事業実施の必要性・妥当性や、予想される両事業の相乗効果を確認しながら協力内容を検討する。

(2) 現地調査を実施する上での基本方針

現地調査は後述するとおり 3 段階に分けて行うが、その理由は以下のとおり。

- ① 無償資金協力プロジェクトの今次要請の対象施設は 35 箇所と全国に亘っており実態を把握する必要があること。
- ② キューバの保健医療分野に関する基礎情報を十分に確認する必要があること
- ③ 無償資金協力と技術協力の相乗効果を狙った計画を策定する必要があること。

以上を踏まえ、現時点で想定している各現地調査の実施方針は以下のとおり。なお各現地調査の実施に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している。

① 第 1 次現地調査

無償資金協力プロジェクトの全要請施設、技術協力プロジェクトの対象である国立医療機器センター及び県立医療機器センターのうち主要な施設の現地踏査を行った上、機材や対象施設の全体像、それらを取り巻く環境などを確認し、支援対象施設及び機材の絞り込みの方針を決定する。またキューバの保健医療分野に関する基礎情報を収集し、現状と課題の確認を行う。

② 第 2 次現地調査

キューバ側の実施体制を確認し、支援対象施設の詳細状況に併せて、施設ごとの機材整備計画の概略設計の策定、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行う。更には、キューバの状況を鑑み、支援する医療機材の維持管理能力の向上を目的とする技術協力を一体的に形成することが不可欠であるため、当該技術協力プロジェクト案件

の基本計画（協力の方向性・枠組み）の策定も併せて行う。ただし、調査の進捗により可能な場合には、詳細計画レベルの策定を行う。

③ 第3次現地調査

無償資金協力プロジェクトの準備調査報告書案を先方関係者に説明・協議し、了解を得る。また、上記②で策定した技術協力プロジェクトの基本計画を踏まえ、詳細計画の策定も併せて行う。（ただし、第2次現地調査で詳細計画の策定を終え、その後の国内検討で変更が生じない場合には、第3次現地調査で詳細計画の協議を行わないこともあり得る。）

（3）計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分当機構と協議すること。

なお、特に以下の2つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

① 第1、2次現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要1」、「現地調査結果概要2」を第1、2次それぞれの現地調査帰国時に取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

② 第3次現地調査派遣前（報告書案説明調査派遣前）

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

（4）要請内容の確認と妥当性・有効性検証の方針

① 保健セクターの現状と実態の確認

キューバの国家開発計画における保健医療分野の重点課題、同国保健省の保健セクター計画、及び無償資金協力プロジェクト対象地域の第3次保健医療施設の概況（入院患者数、外来患者数、手術件数、検査件数等）などを確認し、実態を整理したうえで、対象施設が提供するサービスに対して想定される需要を予測する。

② 機材計画

機材計画調査については、要請機材の活用計画等を確認しつつ、予算措置、人員配置、維持管理を含む先方実施能力を見極め、適切かつ効果的な規模の協力内容となるよう、協力機材品目・数量の設定を行う。協力内容の絞り込みが必要となる場合の優先度¹、クライテリアに関しても、先方の要望、協議結果及び調査結果を踏まえて合意する。また、機材計画調査には、保健省が定める病院分類に基づく機材設置基準及び、入札に対応できる仕様書を作成する上で必要な情報収集（機材の直営・契約代理店情報、保守契約の締結の有無など）も含めることとする。また、機材の円滑な稼働に影響を及ぼす可能性のあるインフラの状況（電圧変動・情報通信など）についても確認する。

¹ 機材の選定に関しては、維持管理コスト削減の観点から、全国レベルでの医療機材の標準化も念頭に検討する。

③ キューバ側実施体制の確認

本計画に関する人員配置・予算確保の計画や、施設・機材の運営・維持管理体制などについて、中央レベル（国）、地域（県）レベル、病院（市）レベルで確認する。また、病院のインフラ整備状況を確認し、日本が無償資金協力プロジェクトと技術協力プロジェクトを実施する場合のキューバ側の負担事項について、当機構が派遣する調査団員が行う説明を支援する。

④ 他ドナーの支援計画

キューバの保健省は、同国政府の保健セクター計画「国民の健康状態と医療サービスの向上」の中で、「癌診療における放射線画像診断と病理検査に係る全国統一システムの確立・拡充」や「全県における低侵襲外科手術の拡充」を目標として挙げている。同目標とその実現に向けた実施を含む現況と併せて、他ドナーの支援計画も確認し、日本側協力内容を検討する。

（５）ソフトコンポーネントの計画立案及び技術協力との連携

無償資金協力プロジェクトに対する、ソフトコンポーネント計画の検討に際しては、本件計画により整備される機材をより効率的・効果的に活用するために必要な支援を検討する。また、支援する医療機材の維持管理を行う組織の体制強化、及び同機材の維持管理を担当する技術者の能力向上を目的とした技術協力プロジェクトの詳細計画を策定するため、ソフトコンポーネント計画は、同技術協力プロジェクトの活動計画も念頭に置きつつ、それとの整合性、連携による相乗効果の発現にも留意し、その結果を概略設計に反映する。

（６）保守契約付帯について

保守契約付帯が望ましい医療機材が計画内容に含まれる場合は、保守サービスの実施体制、保守の内容、期間等を調査し、概略設計に含めて提案する。

（７）積算における参照マニュアル

無償資金協力プロジェクトについて、設計・積算を行うに当たっては、２００９年３月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル」（補完編・別冊を含む）に従うこととする。同マニュアルには、代表的なセクターの標準的な内容が示されているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

（８）報告書作成における参照マニュアル

無償資金協力プロジェクトの報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力にかかる報告書作成のためのガイドライン」（２０１４年１月改訂版）（以下、「無償報告書ガイドライン」と記す。）に従うこととする。

（９）官民連携（医療機器分野）専門家の報告書の情報活用

当機構では官民連携（医療機器分野）専門家を派遣し、同国内の医療器材分野の現状・ニーズに関する情報収集・分析を行っており、その結果が報告書として取りまとめられている。そのため文献調査などの情報収集にあたっては、同専門家が収集した情報も活用し、重複なく効率的な調査を実施する。

6. 業務の内容

（１）インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、無償資金協力プロジェクト及び技術協力プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

（２）インセプション・レポートの説明・協議

当機構が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度、技術協力プロジェクト制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

（３）プロジェクトの背景・経緯の確認

- ① キューバの保健医療分野に関する政策、開発計画、中長期計画（開発方針、開発課題、重点分野等）の概要と無償資金協力プロジェクト及び技術協力プロジェクトの位置づけを確認し、本事業の必要性・妥当性を確認する。
- ② キューバの保健医療分野に関する現状と課題（一般概況、医療行政、医療財政、保健人材、医療サービス体制、医療器材の維持管理等）を調査し、本プロジェクトの関係性を確認する。
- ③ 本プロジェクト要請の経緯と内容を確認する。
- ④ 無償資金協力プロジェクトの対象地域の第2、3次保健医療施設の概況（入院患者数、外来患者数、手術件数、検査件数等）などを確認し、実態を整理したうえで、対象施設が提供するサービスに対して想定される患者動態を含む需要を予測する。
- ⑤ 他ドナー・機関の進捗状況、今後の計画・予定を確認する。

（４）プロジェクトの実施体制の確認

無償資金協力プロジェクト及び技術協力プロジェクトの実施機関である保健省・保健医療サービス局、国立医療機器センターの組織・権限・人員構成、既存施設・器材や近年の予算状況、また医療従事者や医療器材修理技士などの技術水準等を調査し、本プロジェクトの実施機関として、その体制に問題がないかを確認する。

（５）調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコントラクターなど）

- ① 設置器材の原産国、調達先（現地調達、第三国調達、本邦調達）、調達方法、調達価格、

搬入ルート・手段、免税・通関手続き等について調査し、現地調達事情を考慮した機材調達を策定する。

- ② スペアパーツ等の原産国、調達先、価格（輸送費及び輸入価格、近年の物価上昇率を含む。）、アフターサービスの内容、保守契約を概略設計に含む必要のある医療機材、保守契約の内容等を考慮し、調達方法の検討を行う。
- ③ キューバ国外からの医療機器本体ならびにスペアパーツ等に関し、我が国及び第三国の輸出規制の対象となるものを調査し、概略設計に反映する。

（6）運営・維持管理体制調査

無償資金協力プロジェクトで供与を想定する機材については、同機材を活用できる人員の有無・技術レベル、メンテナンス体制（国家レベル、病院内及び現地代理店）について十分に確認する。その結果、明らかとなった課題については、（8）技術協力プロジェクトの詳細計画に反映させる。また、機材調達後の電気代の増加等の運営維持管理費の確保についても必要となる経費の試算を踏まえ、キューバ側による同費用の負担について確認する。

（7）無償資金協力プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び当機構との協議を踏まえ、無償資金協力プロジェクトの計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して設計総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。また、機材の設計精度については、入札に対応できる精度を確保する。

① 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地調達事情、供与後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

② 基本計画（機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、無償資金協力プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

イ）機材調達計画

要請された機材の必要性、既存施設における機材活用状況、維持管理の容易さ、現地調達の可能性等を検討し、適切な計画（仕様、個数等）を作成する。

- ・ 調達方針
- ・ 調達上の留意事項
- ・ 調達、据付区分（先方負担との区分）
- ・ 調達監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 運営指導等計画
- ・ 実施工程

③ ソフトコンポーネント計画

機材の維持管理等に関するソフトコンポーネントの必要性について確認し、必要と判断された場合、その内容を検討する。ソフトコンポーネントについてはソフトコンポーネントガイドライン（2010年版）を参照のこと。

また、ソフトコンポーネントを実施する場合、その計画にあたっては上記5.（5）に留意すること。

（8）技術協力プロジェクトの詳細計画

無償資金協力プロジェクトの協力内容との整合性、連携による相乗効果の発現にも留意し、無償資金協力と同時に要請された技術協力プロジェクト「医療機材保守管理能力強化プロジェクト」の詳細計画案の策定を行う。

コンサルタントは、当該技術協力プロジェクトの計画策定に際して、上記（3）、（4）を踏まえ、当機構が派遣する調査団員と共にキューバ側と協議の上、PDM（案）（和文、西文）、PO（案）（和文、西文）、M/M（案）（和文、西文）、R/D（案）（英文・西文）の作成を支援する。また、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成に協力する。

（9）相手国側負担事業の概要

相手国負担事項（電気設備の引き込み等）のプロセス、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地が必要に応じて調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法で実現するのかを詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

免税情報は事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて事務所と合意する。調査終了時には必ず事務所へ報告する。

（10）無償資金協力プロジェクトの運営・維持管理計画

キューバ保健省が行うことになる機材の運営・維持管理について、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。同結果については、上記（8）の技術協力プロジェクトの詳細計画にも反映させる。

（11）無償資金協力プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の

概略事業費、及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

① 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

② 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2010年6月）」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

③ 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

ア) 実施時期

イ) 事業費（総事業費及び内訳）

ウ) 概略の仕様

エ) 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）

オ) 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）

カ) 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

(12) 無償資金協力プロジェクトの予備的経費に掛かる調査

無償資金協力プロジェクトに関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析を行う。

予備的経費が必要であると機構が判断した場合、機構が算定した予備的経費率を概略事業費に反映させる。

① 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）

② 工事量変動にかかるリスク

③ 自然条件にかかるリスク（洪水、降雪等）

④ 現地政府のガバナンスにかかるリスク

⑤ 治安状況にかかるリスク

(13) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(14) 詳細計画実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意

点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(15) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(16) プロジェクトの評価

無償資金協力プロジェクトに関するプロジェクトの評価は妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめぐとした目標年の目標値を設定する。なお、本プロジェクトについては、定量的指標として、①外来患者数（人/年）、②手術件数（件/年）等を想定している。また、技術協力プロジェクトの評価については、上記（8）のとおり。

(17) ジェンダー課題に関する調査

- ① 対象地域における男女別の統計データやジェンダー課題に関する情報を収集し、ジェンダー格差の状況を把握する。
- ② 既存施設視察、女性保健人材や女性患者に対するヒアリングを行い、既存施設に対するコメント、女性患者の受診促進のための改善案に関する情報を収集する。

(18) その他の配慮事項等の調査

現地の安全状況に十分留意し、実施段階で配慮すべき安全対策について調査する。

(19) 無償資金協力プロジェクト準備調査報告書（案）の作成

上記、無償資金協力プロジェクトにかかる調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について当機構と協議する。

(20) 無償資金協力プロジェクト準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をキューバ政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(21) 無償資金協力プロジェクト準備調査報告書等の作成

キューバ政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を

作成する。

- ① 概略事業費（無償）積算内訳書
- ② 概要資料
- ③ 準備調査報告書
- ④ 機材仕様書
- ⑤ デジタル画像集
- ⑥ 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(6)から(9)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- (1) 業務計画書 : 和文 3 部
- (2) インセプション・レポート : 和文 3 部
: 西文 5 部
- (3) 現地調査結果概要 1 : 和文 3 部
- (4) 現地調査結果概要 2 : 和文 3 部
- (5) 準備調査報告書（案） : 和文 3 部
: 西文 5 部
- (6) 機材仕様書（案） : 和文 3 部（ワープロ・コピー）
: 西文 5 部（ワープロ・コピー）
- (7) 概略事業費（無償）積算内訳書 : 和文 2 部
(※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。)
- (8) 概要資料 : 和文 1 部及びCD-R 1 枚
(※完成予想図を含む。)
- (9) 準備調査報告書 : 和文（製本版） 8 部及びCD-R 1 枚
(※完成予想図を含む。) : 西文（製本版） 5 部及びCD-R 3 枚
: 和文（簡易製本版） 2 部及びCD-R 1 枚
- (10) 詳細計画策定調査報告書（案） : 和文 1 部
- (11) デジタル画像集 : CD-R 2 枚（デジタル画像 40 枚程）
- (12) 進捗報告書初版 : 和文 3 部
: 西文 3 部
- (13) 会議記録：基本設計方針会議、派遣前打合せ会議、現地協議等の記録（全ての記録については、会議実施後 4 日以内に提出する）

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (6) については 2009 年 3 月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2010

年6月)」を参照することとする。

注3) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:簡易製本版)を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2010年3月)」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2015年8月下旬より第1次現地調査を行い、同年10月中旬に第2次現地調査、そして2016年2月に第3次現地調査（報告書案説明）の実施を想定する。2016年4月中旬までに概要資料、準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

項目	2015年					2016年			
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
(概略設計調査)									
事前準備	□								
現地調査1 (OD1)	■								
国内解析1		□							
現地調査2 (OD2)			■						
国内解析2				□	□	□			
現地調査3 (DOD含む)							■		
国内整理								□	
概略設計 概要資料提出								△	
最終報告書提出									▲

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務従事者の構成（案）

本業務は、以下に示す分野を担当する団員を想定している。業務内容・業務工程を考慮し、より適切な団員構成がある場合には、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

また、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の

工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 業務主任／機材計画 1 : 2号
- ② 機材計画 2
- ③ 調達計画／積算
- ④ 保健医療計画 : 3号

※業務主任／機材計画 1 と保健医療計画は、西語ができることが望ましい。

(2) 調査人員

第 1 次現地調査 : ①、②、④

第 2 次現地調査 : ①、②、③、④

第 3 次現地調査 (準備調査報告書 (案) の説明、詳細計画の策定) : ①、②、④

(3) 調査人月 : 13.63M/M (通訳除く)

(4) 通訳の備上

本調査には通訳 (西語) を必ず配置すること。備上を希望する場合は、必要経費 (直接費のみ) を見積書に記載すること。なお、第 1 次現地調査及び第 2 次現地調査においては通訳 2 名、第 3 次現地調査においては通訳 1 名を想定している。

また、日本から参团する通訳団員に加え、現地での通訳備上も必要に応じ認める。備上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること。なお現地通訳備上費は本見積とする。

3. 公開資料

下記資料は JICA ホームページ (<http://www.jica.go.jp/>) にて閲覧可能。

- (1) 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2010 年 4 月)
<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/>
- (2) ODA 建設工事安全管理ガイダンス (2014 年 9 月)
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/index.html
- (3) JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)
http://www.jica.go.jp/information/info/2014/20141009_01.html
- (4) 協力準備調査 設計・積算マニュアル (試行版) (2009 年 3 月)
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/plan_man.html

4. 配布資料

- (1) 要請書
- (2) 業務完了報告書 (官民連携／医療機器分野)
- (3) その他関連資料

5. 当機構からの参加団員の構成と現地調査行程 (案)

(1) 第 1 次現地調査

- ① 団員構成 : 総括、計画管理、技術参与 1、技術参与 2、技術参与 3
- ② 調査行程 : 約 14 日間
- ③ 目的 : 相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて支援対象施設及び機材の絞り

込みを検討し、双方の合意事項などに関する協議議事録を取り纏める。

(2) 第2次現地調査

- ① 団員構成：総括、計画管理、技術参与1
- ② 調査行程：約14日間
- ③ 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、第1次現地調査で双方合意した支援対象施設の詳細状況に併せて、施設ごとの機材整備計画の概略設計の策定を行い、双方の合意事項などに関する協議議事録を取り纏める。また、支援する医療機材の維持管理の体制強化や人材育成を目的とする技術協力プロジェクトの基本計画の策定を行う。ただし、調査の進捗により可能な場合には、詳細計画レベルの策定を行う。

(3) 第3次現地調査（報告書案説明、詳細計画）

- ① 団員構成：総括、計画管理
- ② 調査行程：約10日間
- ③ 目的：準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。また先に策定された基本計画を踏まえ、詳細計画を策定する。（ただし、第2次現地調査で詳細計画の策定を終え、その後の国内検討で変更が生じない場合には、第3次現地調査で詳細計画の協議を行わないこともあり得る。）

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国無償資金協力プロジェクトとして実施される場合、当機構は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-5および様式-6を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の現地調査期間中の活動について

業務主任は、円滑な現地調査の実施に向けたキューバ関係者との調整を目的として、当機構から派遣される団員よりも先行して現地調査を開始すること。また業務主任は、当機構から派遣される総括団員滞在期間中は原則として、同総括団員の調査に同行することとするが、業務主任以外の業務従事者は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAメキシコ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(4) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

